

令和7年度 高松市短期就労型関係人口創出業務プロポーザル 選定基準

評価項目		評価基準	配点
1	提案者に関する項目	経営規模	25
		資本金や売上高等から見て、提案者の経営規模が本業務を遂行する上で適切であるか	
	業務実績	同種・類似業務の実績により、本業務を適切に遂行するために必要な知識や経験を有しているか	
	業務遂行力	プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提案内容を適切に説明し、円滑な業務の遂行が期待できるか	
2	提案内容に関する項目	本業務に対する理解度	65
		市の取組との整合性	
	的確性	提案内容が、本業務の目的や内容の実現に向けて、要求される水準を満たすものであるか	
	実施体制	本業務担当者の構成や役割分担、経験年数などから、適切な業務を提供できる体制になっているか	
	実現性	提案内容が具体的で、実現可能なものになっているか	
	独創性	提案者の持つノウハウや知識、経験を生かした創意工夫があり、独創性の高い提案になっているか	
3	提案価格に関する項目	提案内容が、提案価格と整合性が取れているか	10
	価格点	5点を満点とし、次のように算出する。 ・ 点数 = 100 × (1 - 提案価格 / 提案上限額) ・ 点数の算出に当たっては、小数点第1位以下を切り捨てる。	
合計			100
<p>上記の項目を審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。</p> <p>各審査員の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者とします。</p> <p><u>ただし、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は採用しません。</u></p> <p>総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容に関する項目」の合計点が高い事業者を、業務委託候補事業者とします。</p> <p><u>「提案内容に関する項目」も同点の場合は、審査員で協議し、業務委託候補事業者を特定します。</u></p> <p><u>応募事業者が1事業者であった場合も、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は採用しません。</u></p> <p>【「提案内容」の評価基準】</p> <p>各評価項目は、0～5点までの6段階で評価します。</p> <p>(1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。</p> <p>(2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。</p> <p>(3) 標準的である場合には、「3点」とします。</p> <p>(4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。</p> <p>(5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。</p> <p>(6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。</p> <p>各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。</p> <p>(得点) = (評価点) × (加重)</p>			